

令和4年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置者による測定結果

1 報告状況について

(1) 大気基準適用施設について

令和5年3月末において報告義務のある7施設の測定結果は表1及び表2のとおりです。

表1 大気基準適用施設（製鋼用電気炉）

事業場名	所在地	排出ガス		
		試料採取日	濃度 ng-TEQ/m <sup>3</sup> (Normal)	適用基準 ng-TEQ/m <sup>3</sup> (Normal)
岸和田製鋼株式会社	臨海町20	R4.9.26	0.029	0.5

表2 大気基準適用施設（廃棄物焼却炉）

事業場名	所在地	排出ガス		燃え殻・ばいじん				処理基準 ng-TEQ/g	
		試料採取日	濃度 ng-TEQ/m <sup>3</sup> (Normal)	適用基準 ng-TEQ/m <sup>3</sup> (Normal)	燃え殻		ばいじん		
					試料採取日	濃度 ng-TEQ/g	試料採取日		濃度 ng-TEQ/g
泉州産業廃棄物処理事業協同組合 畑町焼却場	畑町1153-1	R5.2.14	1.1	10	R5.2.15	0	R5.2.15	0.51	3
岸和田市貝塚市 クリーンセンター	岸之浦町1-2	R4.7.27	0.000051	0.1	R4.7.4	0.0015 <sup>①</sup>	R4.4.5	0.87 <sup>①</sup>	
		R4.8.23	0.000092	0.1			R4.7.4	0.45 <sup>①</sup>	
		R4.9.20	0.000024	0.1			R4.10.6	0.14 <sup>①</sup>	
天満容器株式会社 岸和田工場	磯上町3-5-1	R4.7.22	0.050	10	R4.7.22	0.020	-	- <sup>②</sup>	
JFE継手株式会社	田治米町153-1	R4.12.8	0.0011	10	-	- <sup>③</sup>	R4.12.8	0	

備考

- ① 燃え殻及びばいじんは1～3号炉まで混合である。
- ② ばいじんは2次燃焼。最終的には焼却灰として回収。
- ③ 焼却工程が鋳物砂の再生のため焼却灰なし。

(2) 水質基準適用事業場について

令和5年3月末において報告義務のある1事業場の測定結果は表3のとおりです。

表3 水質基準適用事業場

事業場名	所在地	試料採取日	排水		特定施設の種類の種類
			濃度 pg-TEQ/L	適用基準 pg-TEQ/L	
磯ノ上下水処理場	磯上町3-4-1	R4.8.5	0.016	10	下水道終末処理施設

2 排出基準等適合状況について

測定結果は、全て排出基準等を下回っていました。